

品確法と総合評価方式

平成17年4月に施工されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保すること」とされました。

今回の特集では品確法と総合評価方式について、国土交通省の取り組みや、今後の展望について取り上げていきたいと思えます。

座談会

総合評価方式の今後に向けて 時代に試される、それぞれの姿勢



出席者

* 敬称略 五十音順

小澤 一雅 東京大学大学院工学系研究科 教授
 絹川 治 社団法人全国建設業協会 理事
 (公成建設(株)代表取締役会長)
 宮崎 正美 川崎市 建設部長
 佐藤 直良 国土交通省 大臣官房技術調査課長
 西川 和廣 国土交通省 国土技術政策総合研究
 所 総合技術政策研究センター長
 (司会)

大切なのは、われわれ自身はどう変わるか

西川 昨年4月に、議員立法というかたちで、『品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)』が施行されました。この背景には、逼迫する財政、それによる工事量の減少といった状況があります。

その中で、不良・不適格業者の参入、ダンピング合戦が始まり、優れた技術を持つ優良業者の経営が困難になるといった問題が生まれ、このままではとても公共工事の品質確保は難しいという状態に陥りました。一方で、品質確保という面での発注者側の能力差というものも浮かび上がってきました。これらをどういうふうにかバーすべきかといった内容が、品確法に含まれているわけです。

品確法には、いくつかの柱がありますが、その中でも、金額だけの勝負にせず技術力も併せて評価しよう、価格と品質の両面で総合的に落札者を決めようという、すでに試行が始まっていた「総合評価型落札方式」に対する期待が、高まってきました。そこで、本日ご参加いただいている方々にもお世話になり、私ども国土交通省の方で「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」を設置させていただき、4回ほど会合を持って、総合評価方式のガイドラインを、この夏までにまとめさせていただきました。その後、基本方針の閣

議決定、品確法のガイドラインという形で、対応が進められてきたわけです。

最初に、品確法ができたということに対して、期待するところや問題点は立場によってそれぞれ違うと思うのですが、そのあたりのお話を、お聞きしていきたいと思います。

本省の大臣官房技術調査課長の佐藤さんから、まず、総合評価方式の導入拡大の経緯の説明と、行政からみたねらいについて、お話しいただけますか。

佐藤 品確法の成立は、私自身にとっても、画期的なものでした。これまで技術と経営に優れた企業が生き残っていくといったキャッチフレーズのもと、いろいろな改善策が行われてきましたが、公共投資がピークから約半減している中では、いろいろな課題を建設業者の方々も抱えておられるわけです。

社会資本整備、特に土木工事などは、現地での「一品生産型」の工事になります。テレビや車を買うときには、事前に目で見て、性能を確認しながら、品質と価格を比べて買うことができます。それに対して、私どもが従事している公共工事には、先に品物が見えないという宿命があります。最終的にいい社会資本が整備できるかどうか

かは、発注者の責務もさることながら、請け負っていただく建設業者の能力、まさに技術と経営に優れた施工業者さんに当たるかどうかで、大きく変わることになります。

そういう宿命を負っている公共工事ではありませんが、私は、今回の品確法で完全に時代が変わったと認識しております。従来からの発注者の考え方も変えなければいけないだろうし、請け負っていただく施工業者の方々あるいはコンサルタントの方々も、頭を切り替えてこれからの公共事業に従事していただくことが必要になります。

さまざまな問題が基本方針に反映され、さらに、理念だけでは前に進み難いということで、ガイドラインがつけられました。まだまだこれからも先生方にお世話になりながら、総合評価方式の考え方の定着を図りつつ、少しずつでも充実させていこうとしているところです。

これを定着させるのに大切なのは、頭を切り替えて品確法に対処していくという姿勢を、まず発注者が見せるということです。そうしない限り、建設業者の方々や建設の周辺におられる方々の理解も得られないだろうと思っています。

私自身が一番危惧しているのは、社会資本そのものについてはともかく、その建設システムに関して、いくつか不祥事があったこともあり、国民の皆さん、あるいは海外からも、いろいろな批判があるということです。何かこの業界は、談合しているのではないか、どこかにお金が流れているのではないかといった風評が出やすくなってしまっているようです。せっかく国民の税金でつくっているものが、正しく理解されていない部分があるのです。

こうした意味でも、今回の品確法は、ターニングポイントになるものだと思います、定着へ向けて、邁進しているところでございます。

西川 ありがとうございます。

請け負う側の業界として、社団法人全国建設業協会の理事をされておられます絹川さんに来ていただいております。業界といってもずいぶん幅が広いわけですが、特に昨年までいろいろ試行して

きました総合評価方式に対応しての課題、あるいは品確法の成立をどういうふうに受けとめておられるか、このあたりのお話をお聞かせいただけますでしょうか。

絹川 建設業というのは非常に数が多くて、業者の性格もそれぞれ違います。それが、十把一からげになって同じ建設業法、同じ制度のもとで、入札が行われているわけです。大手さんを除いて、われわれ全建の地方業者という立場で、ちょっとお話ししたいと思います。

入契法（『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』平成13年4月1日施行）ができてから——それまでいろいろな不祥事件があって、入契法の制定に至ったわけでありましてけれども、それから制度が急に変わってきたといってもいいんじゃないかと思っています。

それまで指名競争入札制度で行われていた入札の多くが、一般競争入札制度に変更され、地方の発注者の中には、資格審査が十分されないまま、だれでもいいからと参加を呼びかけるところも出てきました。その結果、入契法が目標にしていた、技術と経営に優れた優良企業が生き残れるような環境づくり、あるいは不正行為がなくなる環境づくり、公正・透明性・競争性の促進といったことは、およそかけ離れた状態になってしまいました。これでは産業全体が質を低下させてしまう、場合によっては破綻するのではという状況でした。

中でも大きな問題となったのは、不良・不適格業者が受注するということに加え、ダンピングが起きて、経営体質がきちっとしているような企業がとても受注ができないような価格、受注しても経営が維持できない価格になってしまったということでした。

品確法は、地方業界にとっては、もちろん大手さんもそうだったと思うのですが、熱望していた制度であると思います。こうした法律がないまま、従来の入札制度だけで独占禁止法が強化されていくとなると、とてもじゃないが産業として優良なところが残っていかない。品確法に頼るとこ

るは非常に大きい、期待をしております。

以前の総合評価方式は、われわれからしてみると非常に厳しいものでした。価格は安くしなければならぬし、しかも品質も良くなければならぬ、ある価格に対してバリューを高めるだけではなくて、マネーも下げなければいけないというものでしたのです。実際、いろいろな技術提案をするにしても、いいものを提案すれば当然コストがかかります。しかし、なおかつ価格を下げなければならぬ。さらに、予定価格という上限拘束がありますから、それ以下にしなければならぬ。これでは、提案しても提案するだけ自分の首を絞めるということになってしまいます。

今回のガイドラインの作成に当たっては、全建も含め、バリュー・フォー・マネーという考え方が先に立っていました。が、私は、バリュー・「アンド」・マネーとして、価格と価値と合算する考え方が成立しないかという考え方を持っています。そういったところを、ある程度今回の品確法には期待していて、評価方式における、加算方式と除算方式の問題で、加算方式をもう少し取り入れてもらえないだろうかといった意見も言いました。

今の公共工事の発注単価、工事費というのは決して高くはない。適切な価格、むしろ厳しい価格だと、私は思っています。表現は、標準工法による標準的な価格と言っておられますが、現地で積算しておられる方は、標準工法による最低の価格

で積算しておられると思うのです。だから、非常に厳しい価格が予定価格になって上がっている。それでもその何%でなかったらいけないというのでは、むしろ一般の社会とかマスコミなどの認識は、非常に困ったものだなとも思っているのです。そういった意味でも、品確法に対しては、非常に期待をしております。

西川 ありがとうございます。

今回のガイドラインには、総合評価方式の自治体等への拡大がうたわれています。川越市の建設部長をされておられます宮崎さんに、自治体の現状と、品確法の受けとめ方などについて、お聞かせいただきたいと思います。

宮崎 先ほども、考え方の定着を図っていきいたいというようなご意見がありましたけれども、まだ確かな情報が行き渡っていないというのが現状のようです。品確法という言葉そのものは、聞いている職員は結構いるのですが、総合評価となると、まだ、何ぞやという感じです。

今までの流れですと、国から県におりてきて、県から市町村におりてくるというのがあるわけですが、今の品確法をみてまいりますと、まだまだその流れができ上がっていないようです。こういう新しいものが出てくると、必ず県の段階で市町村を集めて、講習会ですとか研修会を今までやってきていたということがありますが、今回はまだそういったことがなされていないということもあります。情報としては入ってきているのだけれども、どう動いていいのかわからないというのが、いろいろ聞いてみた中での話です。

私自身は、これは早いところやるべきだという考えですが、このガイドラインをつくる時に参加させていただきました際には、話が大きく市町村レベルの話ではなかったということもありまして、最初は何だかわからない部分が多かったです。後半にいくに従いまして、簡易型という形の提案もしていただきましたので、それを持ち帰り、職場の中で、こういう形のものも出てきているんだということを、説明できるようになったというのが、現状です。



絹川氏

市町村の場合は、直接、技術部門と契約部門がかかわることになります。実は、今日ここへ来る前に契約部門の人に、どの程度知っているかということで、いろいろ話を聞いてみました。しかし、私どもの場合は、現在の人数で総合評価を取り入れていったら対応ができないということで、組織の見直しから入っていかないとまず無理だろうということでした。総合評価方式は、言葉では簡単で私もいい方式だとは思いますが、それを実際に職場の中に取り入れて実施していくとなると、まだまだ厳しいのかなという気はいたします。

いろいろ情報をいただければ、そのような情報をわれわれがかみ砕く中で、自分たちに合った形のものを生み出していけるのではないかと考えておりますので、そういうことから、いろいろ情報をいただきたいというのが、今の考えです。

西川 ありがとうございます。

体制を整えるまでやはりどうしても時間がかかる、それに対するさまざまな対処も必要といったお話が出てきましたが、委員会の委員長をしていただきました東京大学教授の小澤先生に、まず少し広い視野で、品確法によって何がどういうふうになるのか、そのあたりをお話しいただけたらと思います。

小澤 非常に大きいご質問なのですが、今の公共工事の入札・契約制度あるいは公共調達にかかわる制度を支えている法律としては、一つは会計法であるとか、あるいは地方自治法であるとか、お

金にかかわる法律がございます。これらは主として明治期にそのベースがつくられて、時代時代に合ったものということで今に来ている。

それから、企業の許可であるとか資格であるとか、あるいは審査であるとか、そういうものについては、戦後、建設省ができて、建設業法というのがそれを支える法律として存在している。実際に契約をするという段になると、そのベースは民法にございますが、それを支えるところでは、建設業法がバックアップしています。高度成長期を支えたインフラを日本全国に展開していくために、こうした法律をバックに、これまでの入札・契約制度、公共調達の仕組みというのはできてきたわけです。

しかし、私の認識ですと12～13年前の1993～1994年頃のいろいろな社会的な問題を受けて、少しそれまでのやり方を見直した方がいいということになりました。そこから次々にいろいろなメニューが出てきました。

最初のころに出てきたのは、やはり品質だったと思います。しかし、バブル期以降になると、今度はコストが着目されて、コスト縮減というテーマでいろいろなメニューが考えられてきた。それがしばらく続いて、今もコスト構造改革ということで続いています。この何年かは、入契法であるとか、官製談合の防止法であるとか、主としてプロセスにかかわるいろいろな問題の解決に着目されて、法律という形でこの問題へのアプローチが出てきています。

いい調達をするためには、もちろん品質も大事です。コストも大事、公正なプロセスということも大事です。今のところメニューには出ていませんが、例えば発注者責任懇談会では、時間についてもきちんと考えましょうということもうたわれています。達成しようとしている目標は、ずっと昔から変わっていないわけですが、その中で、この15年ぐらいでしょうか、次々といろいろな法律、いろいろな目標を掲げては、いろいろ制度を出してきた。今その結果が問われている。

一つ、エポックメイキングとなったのは、鋼製



小澤氏

橋梁の談合事件です。あの事件で、もう一度われわれは社会からショックを与えられて、頑張っているいろいろなメニューを出してやっている。けれども、いったい、実態、結果はどうなんだ、本当にちゃんと変わるところは変わっているのか、いい方向へ少しでも近づいているのかということ、今また、問われている。ちょうどそのタイミングで、この4月に品確法というものが出てきました。

私は、品確法により何が変わるかというよりは、われわれが品確法を真摯に受けとめて、どう変わるかということ問われているのだと受けとめています。

ですから、品確法が出て、それに基づいて基本方針が出て、ガイドラインが出て、具体的にどう行動するかというメニューが示されたとしても、冒頭に佐藤課長が「頭を切り替える」という言い方で表現されましたけれども、われわれがそれをどう受けとめて、われわれがどう行動するかで、品確法の意味というのは全然違うものになるだろうと思っています。

品確法には、私自身も大いに期待しています。一つは、価格だけではなくて品質も含めて総合的に優れた契約を、つまり、お金だけじゃなくて違う要素も加味して、契約あるいは契約の相手を選

できるところから、一つずつ

いろいろお話を伺いましたが、そういった課題なり期待なりがある中で出てきたのが、今度の総合評価型のガイドラインです。ガイドラインでは、従来の総合評価型を三つに分類し、高度な技術提案を求めるものと簡易型というのを加えて、より現実的に対応できやすい形を目指しています。

これは委員会を通じてまとめていただいたわけですが、続けて小澤先生の方から、ガイドラインをまとめてみて、これをどういうふうに評価されているか、そのあたりをお聞かせいただけませんかでしょうか。委員会の中で議論のあったようなことも紹介していただければと思います。

びましようということ、明確に法律でうたったというのは、非常に大きい意味を持っていると思います。それを受けて総合評価方式というのがあるのだと思っています。

それともう一つ、今までいろいろなメニューが出て、それに対応しようと現場は頑張ったとしても、なかなかその体制が整備できないということがあったわけ。それに対して、今回のこの法律では、そういう場合には、発注者を支援する仕組み、体制を整備する方法を、ちゃんとそれぞれ考えなさいということ、法律で明確にうたっています。この二つが、品確法の大きなテーマだろうと思っています。

さらに、これだけではなく、われわれ自身が公共工事を実際に行うシステムの中でやっていることそのもの一つずつを、きちんと見直して、今後のためにいい結果が出るように考えていかなければいけないのだろうと思っています。

西川 ありがとうございます。

品確法には「発注者の責務」が示され、具体的に、しっかりと運営されるようにという内容になっております。まさに先ほど言われたように、真摯に受けとめて対応していかなければならないということになるかと思っています。

小澤 今回の総合評価方式のガイドラインで、一つ大きいと思っていますのは、先ほどのお話の中にもありましたけれども、簡易型という、今までとは少し対象とする工事が違うものにも適用できるようにして、総合評価方式の幅を広げたということです。

それは、最初の委員会的时候に、国土交通省としては、今後、時期は明言できないけれども、すべての工事に総合評価方式を適用したい、維持修繕も含めて、価格だけで選ぶというのはやめたいとの明言がありました。これで私は、ある意味一つの方向が出たと思っています。

つまり、すべての工事を対象に総合評価方式を

適用するとなったら、今まで国交省で主としてやってきたような方式ではとても対応できないということは明らかです。違う評価方法なり評価の最終的な判断の基準も含めて考えていかないと対応できない。すべての工事に適用できるようにということで考えたガイドラインであるという意味では、今までのものからかなり大きな一歩を踏み出したと思っています。当然、そのときには、宮崎さんのところのような自治体に使っていただけるようなものにしたい、それが一つの大きな目標だったかと思っています。

また、絹川さんのところから、総合評価方式はこういうふうな方法でやったらどうですかという具体的なご提案を事前にいただいておりました。これまで業界の方の反応は、どちらかというところ、こう言うところ抵抗するというのが比較的多かったんじゃないかなという中で、みずから、こういう制度、こういう方式でやってほしいという具体的な提案をいただいたというのが、非常に心強いと思っています。逆に言うと、世の中がそれだけ非常に厳しい状況にあるのだらうとも受けとめられます。ご提案いただいたいろいろな成果もできるだけ取り込めるようにと、委員会の中でもご意見をいただき、とりまとめることができたというのは、一つの成果じゃないかと思っています。

具体的にそれぞれの評価項目をどう組み合わせ、どう配点を考えて、どういうふうにそれを実行していくかというところについては、私は、これからの時代は、標準をみんなで適用しましょうという時代ではないと思っています。それぞれの自治体、地域で、それぞれの工事に合った評価項目、評価方法、判断基準を考えていただいて、みずからそれをよくしていく、それぞれカスタマイズしていただくというのが、多分これからの時代に合ったガイドラインの活用の仕方かなと思っています。

このガイドラインがどれだけうまくいったかという結果については、今年度始まったところですが、できるところは協力させていただき、うまく使っていただいて、いい結果が出るようにと大い

に期待しているところです。

西川 国交省としての方向が出て、業界サイドからも「こうしたい」という意見が出されるといって、こういったガイドラインをつくるケースとしては画期的な雰囲気の中で進められてきたわけですが、提案した業界側から見て、でき上がったガイドラインというのをどのように評価されるか、また、どんな課題が残ってしまったか、そのあたりはいかがでしょうか。

絹川 全建からいろいろな提案をしましたそのものになりますのが、今回の全建の「入札・契約制度の検討委員会」の前にやっていた「ダンピング防止対策の委員会」です。この時期に、実際の入札の段階でダンピングが多発し始めましたが、とめようがない、価格以外の要素を入れない限りまとまらないということがありました。それで、ダンピング対策の提案のときに、一部そのような提案をいたしました。

価格以外にどういうものをというのは、例えば民間の場合であれば、業者選定の絞り込みもやり実際に現場につく現場技術者の資格審査もする、どんな人かも見るし、会社の過去の実績なども見るわけです。そういうことがされない限り、価格だけで競争させていては、ダンピングは収まらないんじゃないかという提案をしました。

そのあとで、「入札・契約制度の委員会」ができて、そこで、それでは具体的にどういうふうにするかについていろいろ検討しました。どのような要素をどのくらいのウエートで入れると、不適格業者を排除できるかの試算をつくり、シミュレーションした結果を提案したわけです。

提案の一つは、工夫の余地なくだれがやってもできるような、価格競争だけでいいと思われるものも一部あるけれども、できるだけそういうものはなくして、そこにも過去の工事実績を入れてほしいということでした。

そしてもう一つは、従来型の総合評価のようなものはコストがかかり過ぎる、すべての工事について総合評価を取り入れてやってほしいと言いながら、コストがかかるために業界側がそれに対応

しなかったら、せっかくお願いして立派な制度ができていないのに何にもならない、だから実際にコストがかからないでできるような評価方式というのが非常に大切であるということです。簡易型の、例えば提案するにしても非常に簡易で、従来からのデータを活用してもらって評価をしてもらえるといったものがないかというような提案をいたしました。

現在でも、比較的最近に参入してきた新しい業者などは、今回の品確法によって自分たちは排除されるんじゃないかなどと言っています。実際はそうじゃないんだ、やはりそれだけの資質がなければ公共工事の入札に参加して公共工事を請け負う資格がないんだということをわれわれは言うのですが、彼らはなかなかそうは考えません。

しかし、絶対にこういうことはやっていただかなければならないし、われわれ自身も守っていかなければと思っています。品質保証のできる工事がきちっとできるようにしないと、産業全体が世間から信用してもらえない、産業の存続価値がなくなるということで、今、業界としても非常に前向きに、積極的な姿勢で取り組んでおります。

ただ、委員会では提言していただいたものの、実際のガイドラインの時点で変わってしまったものもあります。それは、業者数の絞り込みで、これがなくなってしまい、誰もが応募できる一般競争入札ということになっています。提案や入札にかかわるコストの問題などを考えると、本当に真剣になってやろうとするのであれば、やはり絞り込みは、われわれとして捨て切れないところがあるので。

小澤 そこは、各発注者が対応する気になればできるんじゃないですか。

絹川 今回のガイドラインでは、それがなくなってしまい、まだちょっと心配なところがあります。

西川 まさに委員会の議論が佳境となったところで大きな事件が起こってしまい、最終的なガイドラインにおいて、若干表現が変わってしまった部分があるかもしれません。しかし、かなり自由度を残した形になっておりますので、運用の課題と

いうことになるのでしょうか。

今のお話の中で、コストがかからない評価方式ということについて、逆の立場からまさに宮崎さんの方も同じような印象をお持ちではないかと思えます。でき上がったガイドラインを見てどのように受けとめられたか、お聞かせ下さい。

宮崎 国や県と違いまして、市町村単位になりますと、金額的にも2,000~3,000万円の工事が多いということで、億からの工事は、年に数本あるかないかです。私どもでは、一般競争入札というのはほとんどなく、制限付きの一般競争入札ということをやっているわけです。

その中でも、市町村が一番頭を痛めているのが、不良・不適格業者の排除ということではないかと思えます。今回の総合評価が本格的に動き出せば、各市町村がどこまでどう考え内容に盛り込んでいくかによって変わりますが、かなりの部分でそのあたりが生かされてくるのかなという感じは持っております。

ただ、先ほども申しましたけれど、それをやる体制が整わないというのが実情なのです。ですから、いろいろなところから支援、市町村の場合は県ですけれども、県からの支援が何らかの形でできるようにできれば、各市町村も動き出せる部分があるのですが、単独でそれを実施しろといわれても、現在ではまず無理じゃないかと思っています。

ガイドラインには「2名以上の学識経験者の意見を聞く」とありますけれども、それにいたしま



宮崎氏

しても、市町村単位で、だれにお願いして、どうしたらいいのかということがあります。それにかかわる事務量というのも結構増えてまいりますので、そういう意味からの支援も必要であろうかと考えておりますし、実際に実施するまでには、まだまだ解決しなければならない問題が数多くあるのではないかと私は感じています。

ただ、その中で、当然自分たちのためになることですから、自分たちでよくこれらを勉強してかみ砕き、県なり何なりにいろいろ相談しながら、どういう方法がいいのか考えていく必要もある。そのためには、まだちょっと時間がかかるのかなという気がしております。

西川 やはり、簡易型が本当に簡易型として動けるようになるまでには、どこかがいいお手本といえますか、いい形を編み出して動かしてもらうというのが、一つあるでしょうね。

宮崎 私どもでは、電子入札というのが始まりましたけれども、これによって多少事務量が減ってきています。しかし総合評価制度が動き出すと、また今まで以上に事務量が増えてしまうのではないかというような懸念もあります。その辺の整備も必要なのかなとも思います。

西川 電子入札のときもきつとそうだったのだと思いますが、何か変えるときには、逆に仕事が増えるんじゃないかという危惧は、必ずありますね。スタートにはそういうことがいろいろあると思いますが、それがだんだんこなれて動き出すよ

うになるまでに、市町村にとってはその間の県の支援というのも非常に期待されているということですね。

各方面からたくさんのご意見、コメントをいただきました。情報の伝達、講習会などをどんどんやってほしいとか、発注者支援の話などもありましたが、こういったことを受けて佐藤課長の方からコメントをお願いします。

佐藤 実は、これは少し間違っただけのことなのですが、どうしても、ある標準、考え方をまとめると、そのとおりにしなければならないになってしまうようなところがあるようです。そうしたご意見に対して、必ず私が申し上げているのは、無視して結構ですよ、ただ、ご認識いただきたいのは、価格と品質の両方で評価しましょうということです。このお考えさえあれば、品質の評価は、もしかすると一つの評価でも、そこから試行で始めていただければいい。何も先生方にまとめていただいた直轄のガイドラインとか、簡易型にそのまま従わなくても結構ですよということです。

先ほど小澤先生がおっしゃった、「できるところから一つずつ」です。その意味で、冒頭に申し上げたように、われわれも含めて発注者が頭を切り替えないといけないということです。

この業界では、発注者のあり方が、産業全体に大きな影響を与えます。一般の製造業などとは全く違う世界なので、契約のときからわれわれ自身が頭を切り替えていかないと、優れた社会資本として整備し、維持していくという理想的な状態にはなっていないだろうと思うんです。

宮崎さんのお話を聞いて、私も自治体に行ったことがあるので苦しい状況はよく分かりますが、ぜひ、気楽にというか、かた苦しい話ではなくとらえてほしいと思っています。一つの市で難しければ県と相談して、あるいは広域自治体で議論することも考えられます。

われわれも、絹川さんがおっしゃった業界の方々の受けとめ方も、多種多様だと思います。ただ、やはりみんな頭を切り替えないと、先ほどお



佐藤氏

っしまった、大事な産業としての建設業界、ひいては社会資本そのものに対する信頼感も失われていく。そういう意味で、この1～2年が正念場じゃないか、少しずつでもみんな協力し合って行動しないといけないと感じています。これはお願いでございます。

宮崎 私も職員に、われわれはでき上がっているものを買ってくるんじゃないで、お金を払ってつくってもらんだということを、よく言います。だから、発注する段階からどういういいものをつくってもらうのかということをきっちりやり、発注した後は現場管理を徹底してよくやれと。そこは、一般の消費とは違う部分ですので、技術職

員にはしっかりと植えつければと思ってやっています。

西川 ありがとうございます。非常に心強いお話でした。

品確法、今度できたガイドラインの運用に対し、いろいろな心配事も出していただきましたが、最後の佐藤課長のお話で、余りかた苦しく、このとおり、これしかないではなくて、できることから一步步やろう、品質と価格の両方で評価するというだけでは頭に入れて、それぞれ工夫して、試行錯誤しながらいいものをつくっていきこう、そういうやり方をしていけば、何とか進んでいけるんじゃないかという印象を持ちました。

それぞれの個性を生かした運用を

西川 最後に今後の展望、今後への期待など、一言ずつお聞かせいただければと思います。

佐藤 やはり、契約の入口である発注体にも、一つひとつ違う個性がある。その個性を生かして、とにかく前へ進むということだと思います。国交省でも担当は各整備局となっていて、本省は一切、何の指示もしていません。各整備局に、土地の条件も違う、風土も違う、その中でどんどんやっていただくのがいいと思っています。

入口の話と、もう一つ大切なのが、業者さんに施工していただいたものの、技術的な最終評価です。入口の評価とともに出口の評価、それが両方相まっていい循環ができていくだろうと思うのです。その情報を、市町村、県、国が、共有できるようにする、発注体同士が同じ情報を共有できれば、いい循環になっていくのではないのでしょうか。

できれば、少しずつ、無理のない範囲でそういう方向を目指していきたいと思っています。大きく言うと、早くそのいい循環、流れを、つくっていききたいというのが希望です。ぜひ先生方にもご尽力を頂戴したいと思っております。

絹川 全面的に期待をしております。業界としては本当に死ぬか生きるかの瀬戸際にして、品確法

にける期待は非常に大きい。ですから、本当に真剣になってやっていこうという気持ちで皆おります。ぜひ質のいい産業となるように、皆で力を合わせてやっていきたい。

発注者と受注者が対等の立場であるなどといっても、公共工事については、設計から何からすべて与えられた条件の中で行っていくことが必要です。価格の決定、施工方法の評価もありますけれども、品質は施工中につくられていくということは、先ほどおっしゃったように、製品を買うようなものとは全然性格が違うのであって、こういったマーケットにはやはり特殊性があります。

だれかれなしにいらっしやい、安いものがよるしいよというのでは絶対ないと思いますし、それについては業者の方でも、要求される体質をつくっていかなければいけない、体制も整えなければいけない、そして結果を残していかねばならないと思っています。そうしたことをする人たちが残れるような環境をつくっていただき、われわれも前向きに進んでいきたいと思っています。

宮崎 ご存じかと思えますけれども、各自治体は、よその自治体が変わったことをやりますと、視察に行つて情報を持ち帰り、それを勉強していくということがあります。そういう形でどんどん

広まっていることがあるわけです。

私は、これから総合評価方式を早い時期に全国的に広めていく一つの方法としては、モデルになる自治体をどこか指定し、そこを育てるということがあると思っています。みんなが分からない、分からないといっているのではいつまでたってもしようがないですから、1カ所決めて、そこへ行けば分かるというような形が必要かなという気はいたします。

先ほども話にありましたけれども、最初から全部ガイドラインの中に入っている形でやるのではなくて、自分たちが一つ二つ組み入れていく中で、徐々に項目を増やして行って、最終的な形がつくれればいいということがあります。その最初の取っかかりで、どこまでを範囲とすることができるのかといった判断を、だれがどこでどうするかによっても、動き方が今後変わってくるのかなと思います。これも、今までの流れを見てみると、どこかモデルをつくった方が早いのかなという気がしています。

西川 そうですね。本日のいろいろなご発言を、ほかの自治体の方々が読まれれば、非常に参考になるんじゃないかなと思います。

最後に小澤先生にお聞きする前に、若干、話題にも出ましたのでご紹介いたしますと、先ほど申しました委員会は、この12月に、次のステップへ向けての再スタートを切ります。今まではどちらかという簡易型に重心を置いてやってきました

が、もう一つ、高度な技術提案を求めるパターンもやはりきちとした方向を示さなければならぬ。簡易型が品質を確保しようというところになり重心があるとすれば、高度型というのはかなり画期的な、大胆な提案を受けとめられるような方向を示すという意味で重要だと思います。

その課題と、これまでにガイドラインとして出してきたものが実際に動き出す、そのフォローアップをしていかなければいけないといったことが、委員会の今後の宿題として残っているわけでございます。

このあたりも含めて、今後の取り組むべき課題や展望について、小澤先生の方からお願いしたいと思います。

小澤 すでにいろいろ言い尽くされているような気もいたします。モデルの自治体をつくったかどうかという非常にいいご提案もいただきました。先日、全建のある研修所で担当の方が、総合評価の簡易型だけを取り上げて自治体の方に勉強していただいて、そこでどういうやり方がいいかを議論していただくような講習会をつくってもいいんじゃないかというお話をされていましたが、それも非常にいい方向だなと思っています。

そういう試みがあちこちで始まっていけば、みんなで情報を共有して、さらによくするにはどうすればいいかということにつながっていきます。あそこでこんなふううまくやった、ここでこうやったら失敗してしまったというのが、みんなで共有できれば、それはどんどん発展していくと、大いに期待しています。

西川 ありがとうございます。

今日は随分いろいろなお話をいただいて、非常に有意義な座談会になったと思います。

総合評価のガイドラインという一つの道具ができたわけですが、上手に使っていかなければ何にもなりません。そのためにわれわれも、いろいろな形でフォローをしていきたい、お手伝いしていきたいと考えています。

どうもありがとうございました。

(座談会開催日：平成17年11月29日)



西川氏